

## 第 5 回 幸福追求権

今回は、日本国憲法 13 条が規定する幸福追求権について考えます。この条文は、いったい何を保障した規定でしょうか。

また、憲法の条文に規定されていないものは、人権として保障されないのでしょうか。条文には規定されていなくとも守るべき「新しい人権」の意義などについて、考えてみましょう。

### 1. 幸福追求権

- ・ 13 条は、かつては、第 3 章に列挙された具体的な個別の人権の総称ないしは人権規定の一般原理と解されていたが、現在では、幸福追求権として、また、プライバシーの権利や環境権などといった憲法の条文にはないが憲法上保障すべき人権の根拠規定として、裁判上の救済を受けることができる具体的権利であると解されている。
- ・ 幸福追求権の内容については、あらゆる生活領域における行為の自由と解すべきか、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利のみをいうと解すべきか、学説上の争いがある。
- ・ 個別の人権条項との関係については、13 条が個別的規定と競合して保障すると解すべきか、個別の人権が妥当しない場合に限り 13 条が適用されると解すべきか、学説上の争いがある。
- ・ 13 条を根拠にさまざまな主張がなされているが、判例が 13 条を根拠とする新しい人権として明示的に認めたものは、あまり多くはない（最高裁判所は、北方ジャーナル事件判決（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 巻 4 号 872 頁）において、「人格権としての個人の名誉の保護（憲法 13 条）」という記述が、最大判昭和 45 年 9 月 16 日民集 24 巻 10 号 1410 号において、「喫煙の自由は、憲法一三条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても」という記述が、それぞれある。また、京都府学連事件判決（最大判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 巻 12 号 1625 頁）において、それを「肖像権と称するかどうかは別として」という留保を付けたうえ、承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を認めている）。

### 2. プライバシーの権利

- ・ プライバシーの権利とは、かつては、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と狭く定義された（「宴のあと」事件東京地裁判決（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判時 385 号 12 頁））。
- ・ 今日では、自己に関する情報をコントロールする権利として理解する見解が有力である。
- ・ プライバシーの権利を自己情報コントロール権としてとらえると、個人の人格的生存に関わる重要な私的事項を、公権力の介入なしに各人が自律的に決定できる自由が、情報プライバシー権とは別個の憲法上の権利と解されることになる。

### 3. 環境権

- ・ 環境権とは、健康で快適な環境の享受を妨げられず、また、そのような環境の保全を請求する権利である。
- ・ 環境権は 13 条と 25 条によって保障されるべきと通説はいうが、環境権を真正面から承認した判例はない（大阪空港事件最高裁判決（最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 巻 10 号 1369 頁））。
- ・ 環境権は、裁判において、それに基づいて損害賠償や差止めを求めうる具体的権利ではないと解する見解が通説である。

### 4. 自己決定権

- ・ 自己決定権とは、個人の人格的生存に関する重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる権利である。
- ・ 自己決定権の内容としては、(1) 自己の生命や身体の処分に關する事柄、(2) 家族の形成・維持に關する事柄、(3) リプロダクションに關する事柄、(4) ライフスタイルに關する事柄などが挙げられる。

今回は、日本国憲法 14 条に定める法の下での平等について学びます。

次に挙げる尊属殺人事件は、次回に検討する判例です。事件の概要を読んだうえで、刑を免除するとした（その結果、Y は収監されない）第 1 審の判断と、懲役 3 年 6 月の実刑とした控訴審の判断とでは、どちらが妥当であるかについて考えてみましょう。

## Reading Assignment 尊属殺人事件

栃木県矢板市に住む女 Y は、14 歳のときに実父 A から強姦され、それ以降、継続的に姦淫行為が行われていた。Y は、何度か家出を試みるものの、その都度見つけ出されては連れ戻され、A と夫婦同然の生活を強要されながら、A との間に 5 人の子どもを産んだ。

Y は、1968（昭和 43）年 8 月頃、勤務先の印刷工場で知り合った同僚 B と相思相愛の関係になり、結婚を考えるようになった。しかし、Y は A に結婚の許しを求めたところ、A は、酒に酔っては「出て行くなお前らが幸せになれないようにしてやる、一生苦しめてやる」、「今から相手の家に行って話をつけてやる、ぶっ殺してやる」などと脅迫したため、Y は B との結婚を断念した。その後、A は、飲酒し、Y を軟禁状態にして、さらなる暴行を加えた。そして、忌わしい境遇から逃れようとした Y は、同年 10 月 5 日夜、酔って寝ていた A を絞殺した。犯行後、Y は直ちに自首した。

1995（平成 7）年改正前の刑法は、199 条（殺人罪）のほか、200 条で、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と定めていた。検察官は、Y を刑法 200 条違反（尊属殺人罪）で起訴した。

第 1 審は、刑法 200 条は日本国憲法 14 条に違反し無効であるとして、199 条の殺人罪について判断し、過剰防衛を理由に刑を免除した（宇都宮地判昭和 44 年 5 月 29 日判タ 237 号 262 頁）。

控訴審は、第 1 審判決を破棄して、刑法 200 条を合憲とし、過剰防衛も否認して、心神耗弱による減輕及び酌量減輕により最低限の懲役 3 年 6 月の実刑を宣告した（東京高判昭和 45 年 5 月 12 日判時 619 号 93 頁）。

これに対して、Y は、刑法 200 条の平等原則違反を理由に上告した。